

第2期八幡平市国土強靱化地域計画



令和8年2月策定

八幡平市

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 地域防災計画との関係	2
4 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 基本的な方針	4
第3章 地域特性と想定するリスク	
1 八幡平市の地域特性	5
2 対象とする自然災害	6
3 起きてはならない最悪の事態の設定	7
4 施策分野の設定	8
第4章 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の考え方	9
2 脆弱性評価の結果	9
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方針	
1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策	24
2 施策分野ごとの対応方策	35
第6章 計画の推進と進捗管理	
1 推進体制	40
2 進捗管理	40
3 計画の見直し	40

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

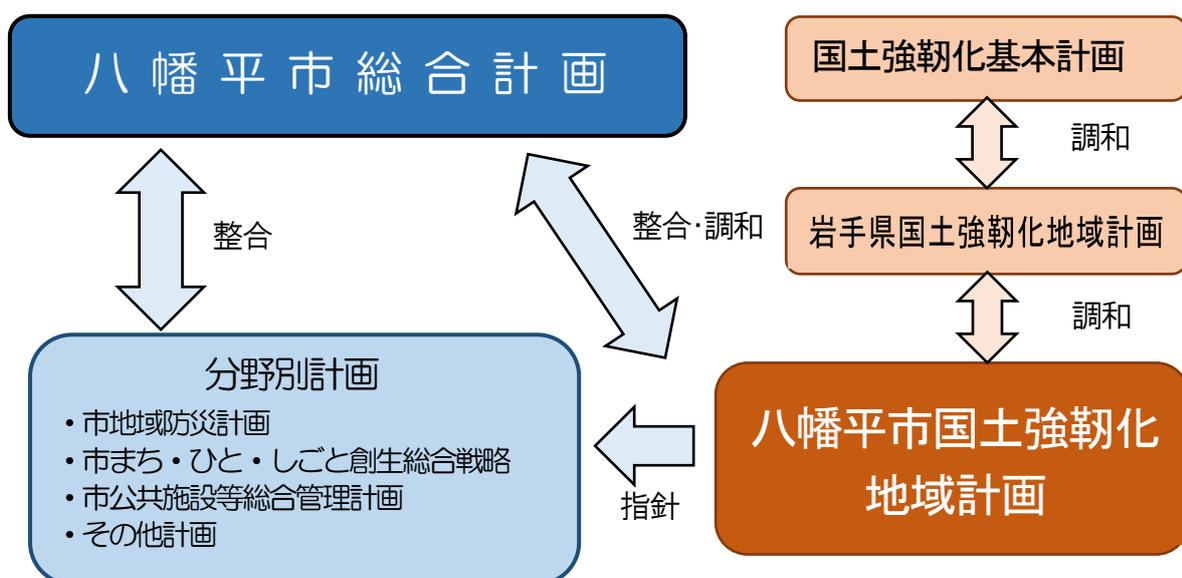
国では、平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。

また、岩手県では、この基本法に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針とするべく、平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」を策定しております。

このような中、本市においても、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、県と一体となって、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため「八幡平市国土強靱化地域計画」を策定しました。令和7年度で計画の期間が満了することから、新たに令和8年度からの「第2期八幡平市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、基本法第13条に基づき策定するものであり、本市における国土強靱化に関し、「第3次八幡平市総合計画（以下「総合計画」という。）」と整合・調和を図るものとします。また、「八幡平市地域防災計画（以下「防災計画」という。）」をはじめとする各分野別計画の掲げられた施策が大規模自然災害によって停滞しない、また、早期に再建するための各種施策の指針とします。



3 地域防災計画との関係

本市の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく防災計画があり、風水害、地震災害、火山災害の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について、実際にすべき事項が定められています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク軽減のための、行政機能や地域社会、地域経済など、市全体の強靱化に関する総合的な指針となります。

4 計画期間

国・県との調和、総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、計画期間内において、計画の適切な進行管理及び社会経済情勢などの変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進します。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次のとおり設定しました。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 基本的な方針

本市における強靱化を推進する上での基本的な方針を次のとおり設定しました。

(1) 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ① 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ② 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 自助・共助・公助を適切かつ効果的に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ② 国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

(4) 八幡平市の特性を踏まえた施策の推進

- ① 総合計画との整合・調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること
- ② 子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

第3章 地域特性と想定するリスク

1 八幡平市の地域特性

(1) 地勢

本市は、県都盛岡市の北西約30キロメートルに位置し、東は二戸市・一戸町・岩手町と、南は盛岡市・滝沢市・雫石町と、西は秋田県仙北市・鹿角市と、北は青森県田子町と、それぞれ接しています。

古くから、秋田県や青森県へ通じる鹿角街道が縦貫し、現在では東北自動車道・八戸自動車道と国道282号、さらにはJR花輪線が縦貫しており、基礎的な交通基盤が整った地域であるとともに、秋田県や青森県を含めた北東北3県の中心に位置する交通の要衝でもあります。

本市の南端には秀峰岩手山(2,038メートル)がそびえ、西部地域は、八幡平(1,613メートル)をはじめとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部は前森山、七時雨山、田代山などの山々が横断しています。

これらの山々を源として、本市は大きく3つの水系に分けられます。

南東部は、北上川水系に属する松川、赤川、涼川、長川が集まって肥沃な盆地を形成し、農業をはじめとする産業活動が活発に展開されています。

中央部から北東部は太平洋に注ぐ馬淵川の水系最大の支流となる安比川が流れています。また、市内に分水嶺を有し、北西部は日本海へ注ぐ米代川があり、川沿いに平坦地が拓け、集落を形成しています。

(2) 気候

本市は、夏冬の寒暖の差が大きく、令和6年の岩手松尾観測点(野駄)では、最高気温が33.9℃、最低気温が-15.7℃であり、荒屋観測点(呷田)では、最高気温が33.1℃、最低気温が-17.8℃となっています。

市北西部や山間部は豪雪地域で降雪量が多く、日照時間も、岩手松尾観測点では年に1,694.2時間、荒屋観測点では1,710.7時間と、盆地の広がる南東部と山間地による北西部との地形の影響が現れています。

また、春夏秋冬の四季の気候がはっきりしており、天候による災害なども比較的少ないことも本市の特徴のひとつでありましたが、近年の全国的な異常気象にみられるように、本市においても瞬間的な多量の降雨・降雪による災害も懸念されています。

(3) 人口構造

本市の人口は、合併前の昭和35年の53,805人をピークに減少の一途をたどっており、平成17年には31,079人に、令和2年には24,023人と人口減少が加速的に続いています。

また、年齢3区分別人口の平成22年と令和2年を比較すると、年少人口(0~14歳)は31.8%の減、生産年齢人口(15~64歳)は27.4%の減、65歳以上人口は8.8%増となっており、特に年少人口の減少が大きく、65歳以上人口は増加していましたが令和3年を境に減少に転じています。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しました。

	自然災害	想定する過去の主な災害
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) (平成 23 年 3 月 11 日) 【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 6 強 【被害状況】 地滑り、停電、断水、通信障害、燃料供給停滞等
(2)	火山噴火	岩手山における ・ 山体崩壊 [約 6,000 年前] (大規模な山体崩壊) ・ 水蒸気爆発(水蒸気噴火) [約 3,200 年前] (噴出量 1,000 万 ³ m) ・ 山頂噴火 [1686 年(貞享 3 年)] (噴出量 8,500 万 ³ m) 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 <市内の活火山：岩手山、八幡平>
(3)	風水害・土砂災害	台風 18 号 (平成 25 年 9 月 16 日) 【規模等】 24 時間降雨量 252 mm (松川)、1 時間降雨量 67 mm (三ツ森) 最大水位：2.20m (五日市橋付近)、1.57m (田頭下の橋付近) 【被害状況】 床上浸水、床下浸水、断水、土木等被害、農作物被害、通信障害
(4)	暴風雪・雪害	平成 22 年 12 月 31 日 大雪 【規模等】 日積雪 69cm (岩手松尾) 【想定被害】 停電、交通障害、集落の孤立、通信障害

3 起きてはならない最悪の事態の設定

「第2章 基本的な考え方」の「2 事前に備えるべき目標」で設定した6つの目標ごとに、本市の地域特性及び国の基本目標並びに県の強靱化地域計画を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

目標1 直接死を最大限防ぐ	
1-1	地震に伴う、住宅・建築物の倒壊や火災の発生による多数の死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
4-2	食料等の安定供給の停滞
4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
5-1	情報通信機能が機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
5-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

4 施策分野の設定

(1) 個別施策分野

- ① 行政機能
行政機能／消防／防災教育等
- ② 社会基盤
住宅・都市／情報通信／交通・物流
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 環境・エネルギー
環境／エネルギー
- ⑤ 産業・経済
産業構造／農林水産

(2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子化対策
- ④ デジタル活用

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、総合計画で取り組む施策等について、取組状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行っています。

また、縦軸を起きてはならない最悪の事態、横軸を5つの個別施策分野と4つの横断的分野とし、分野ごとに整理を行いました。

2 脆弱性評価の結果

(1) 全体事項

① ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から市民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などソフト対策を組み合わせることが必要である。

また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要である。

② 代替手段の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではない。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備など、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要である。

③ 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要である。また、このためにも各分野を担う人材育成を進めることが必要である。

(2) 起きてはならない最悪の事態ごと脆弱性評価結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に伴う、住宅・建築物の倒壊や火災の発生による多数の死傷者の発生

【公共施設の管理】（総務課）

- 将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供するため、平成 28 年 12 月に策定した公共施設等総合管理計画により、安全性の確保や維持保全の最適化等の方針に基づく取り組みを進めてきている。
 - ⇒ 施設の老朽化へ対応するためには、限られた財源の中で効率的な投資を行い、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む必要がある。

【消防水利の整備】（防災安全課）

- 消防水利の整備を促進しており、水利の充足率は 95%となっている。
 - ⇒ 消防水利の充実を図るため、消火栓等を増設する必要がある。

【住宅の耐震化】（建設課）

- 一般住宅の耐震化率は 56%、耐震診断の件数は 58 件となっている。
 - ⇒ 耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、災害に強いまちづくりを進めるため耐震化率を向上させる必要がある。

【空き家対策の推進】（防災安全課）

- 平成 28 年度に空き家調査を実施し、倒壊などの危険が切迫し、緊急度が極めて高い空き家等について把握している。その後も調査を継続している。
 - ⇒ 危険な空き家等の解体を促すとともに、空き家等の適正管理、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家等の対策を進める必要がある。

【電柱等の倒壊防止】（建設課）

- 道路敷地内、もしくは沿道の電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。
 - ⇒ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

【社会福祉施設の災害対策強化】（地域福祉課・健康こども課）

- 高齢者施設等の社会福祉施設では、災害発生時に有効な非常用発電設備等が整備されていないところがある。
 - ⇒ 高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備等の整備を進める必要がある。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用】（地域福祉課）

- 災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ配布している。
 - ⇒ 避難行動要支援者に対し、避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別避難計画の作成を進める必要がある。

【地域支援体制の強化】（地域福祉課）

- 要配慮者が発災後も安心して避難生活を送ることができるように福祉避難所を開設し、避難できる体制を整えている。また、設置運営に関する協定を締結している。
 - ⇒ 発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【自主防災組織の育成・強化】（防災安全課）

- 自主防災組織の結成は3団体となっているが、自治会単位での設置率は低い。
 - ⇒ 自治会単位等の自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の育成を図る必要がある。

【防災訓練の実施】（防災安全課）

- 各種災害を想定し総合防災訓練を各地区、輪番制で毎年実施している。
 - ⇒ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、各種の対策を並行して十分に実施できない恐れがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

【市営住宅の耐震化】（建設課）

- 市営住宅管理戸数 381 戸中、耐用年数を経過した戸数は 205 戸で全体の 54%に当たる住宅において老朽化が進み耐震化率は 83%である。今後、計画的な建替え、改修及び政策空き家の解体が必要である。
 - ⇒ 長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行うとともに、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業により、計画的な事業を推進する必要がある。また、民間賃貸住宅の動向をふまえ、適切な戸数や配置等について検討を進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
 - ⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【地域防災力の強化】（防災安全課）

- 消防団員募集を行い確保に努めているが、少子高齢化、人口減少などの要因により、減少傾向が続いている。
 - ⇒ 災害時の救助・救急活動を行う人材不足に備え、消防団員確保を継続的に行うとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【河川改修の推進・維持管理の強化】（建設課）

- 河川改修は行っていないが、市民からの要望を受け、適時修繕を実施している。
 - ⇒ 災害の未然防止のため、河道掘削や立木伐採を行う必要がある。

【国・県管理河川改修の促進】（建設課）

- 国・県管理河川の改修が進められているが、事業完了まで長期間を要する。
 - ⇒ 早期の事業完了を国・県に働きかける必要がある。

【防災ダムの維持管理】（防災ダム管理所）

- 県より農地防災ダムである荒沢1号ダム、荒沢2号ダム、荒沢3号ダム及び根石ダム、計4箇所を管理を受託している。
 - ⇒ ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している防災ダムの適切な維持管理を継続するとともに、構造物の補修、水管理制御設備改修、排砂、水位計更新等の県による老朽化対策工事の着実な実施を促進する必要がある。

【下水道施設の適正な管理】（上下水道課）

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検改修を進めていく。
 - ⇒ 下水道施設の耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理に努める必要がある。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ配布している。
 - ⇒ 避難行動要支援者に対し、避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別避難計画の作成を進める必要がある。

【地域支援体制の強化：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 要配慮者が発災後も安心して避難生活を送ることができるように福祉避難所を開設し、避難できる体制を整えている。また、設置運営に関する協定を締結している。
 - ⇒ 発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【社会福祉施設における避難計画の作成】（地域福祉課・健康こども課）

- 社会福祉施設においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の施設の避難計画作成と避難訓練の実施が義務付けされている。
 - ⇒ 避難計画の作成や避難訓練の実施について確認・指導を行うとともに、より迅速な避難が行われるよう、実効性のある避難計画の作成を促進する必要がある。

【農地整備の促進】（農林課）

- 耕作放棄地の増加に伴い、農地の持つ洪水調整機能が低下している。
 - ⇒ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

【各種防災マップの活用】（防災安全課）

- 土砂災害警戒区域及び避難場所等が記載された防災マップを各世帯に配布している。
 - ⇒ 防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施するとともに、定期的な更新を図る必要がある。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- 各種災害を想定し総合防災訓練を各地区、輪番制で毎年実施している。
 - ⇒ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、各種の対策を並行して十分に実施できない恐れがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【地域防災力の強化：1-2 再掲】（防災安全課）

- 消防団員募集を行い確保に努めているが、少子高齢化、人口減少などの要因により、減少傾向が続いている。
⇒ 災害時の救助・救急活動を行う人材不足に備え、消防団員確保を継続的に行うとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【土砂災害防止対策の推進】（建設課）

- 八幡平山系は、火山地域特有の脆弱な地質に起因した土砂災害が発生する恐れがあるため、土砂災害防止事業を実施している。
⇒ 土砂被害及び土石流被害や社会経済活動を担う観光施設等への土砂災害の被害を防止・軽減するため、今後も早期の事業完了を国・県に働きかける必要がある。

【地域支援体制の強化：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 要配慮者が発災後も安心して避難生活を送ることができるように福祉避難所を開設し、避難できる体制を整えている。また、設置運営に関する協定を締結している。
⇒ 発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【治山事業の推進】（農林課）

- 森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

【森林保全事業の促進】（農林課）

- 木材価格の低迷、生産経費の上昇等により、手入れがされない又は全伐後の植林がなされない森林が増加している。また、森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念される。
⇒ 間伐・造林・保育作業の促進が必要である。

【各種防災マップの活用：1-2 再掲】（防災安全課）

- 土砂災害警戒区域及び避難場所等が記載された防災マップを各世帯に配布している。
⇒ 防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施するとともに、定期的な更新を図る必要がある。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ配布している。
⇒ 避難行動要支援者に対し、避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別避難計画の作成を進める必要がある。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- 各種災害を想定し総合防災訓練を各地区、輪番制で毎年実施している。
⇒ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、各種の対策を並行して十分に実施できない恐れがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【連絡体制の強化】（防災安全課）

- 交通や情報の遮断により、孤立する恐れのある集落がある。
⇒ 孤立する恐れのある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

【除雪体制の強化】（建設課）

- 除雪計画に基づき、直営及び民間事業者との除雪委託により、除雪体制を整えているが、市所有の除雪機械の老朽化が進んでいる。
⇒ 降雪の状況によっては除雪作業が遅れ、市民生活に影響を及ぼすことから、民間事業者との連携を強化することや、住民との協力体制を構築するとともに老朽化した除雪機械の計画的な更新など、体制の強化が必要である。

【交通対策の強化】（建設課）

- 幹線道路については早期に交通が確保されるが、市街地においては、除雪により寄せられた雪が支障となるケースもある。
⇒ 空地を活用した排雪場所の確保など、交通機能と住民生活を維持するための取り組みを進める必要がある。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ配布している。
⇒ 避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別避難計画の作成を進める必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【災害応援協定等の締結】（防災安全課）

- 県内の自治体間及び県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資協定を締結するなど連携強化を進めている。
⇒ 今後も連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施、ホットライン構築などにより、対応力の向上を図る必要がある。

【幹線道路整備の促進】（建設課）

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狭隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【電柱等の倒壊防止：1-1 再掲】（建設課）

- 道路敷地内、もしくは沿道の電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。
⇒ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進】（まちづくり推進課）

- 自然資源を活用した地熱、水力等の再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
⇒ エネルギー供給源の多様化を進めるとともに、施設や地域特性に応じた普及導入を進める必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及】（商工観光課）

- 災害時においても企業活動を継続するための民間企業等における事業継続計画策定の積極的な普及・啓発を図っていない。
⇒ 制度の趣旨等の普及・啓発により、民間企業等の事業継続計画策定を促す必要がある。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- 各種災害を想定し総合防災訓練を各地区、輪番制で毎年実施している。
⇒ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、各種の対策を並行して十分に実施できない恐れがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【連絡体制の強化：1-4 再掲】（防災安全課）

- 交通や情報の遮断により、孤立する恐れのある集落がある。
⇒ 孤立する恐れのある集落を把握し、連絡体制を強化する必要がある。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狭隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- 災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ配布している。
⇒ 避難行動要支援者に対し、避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図るとともに、個別避難計画の作成を進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

2-3 消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

【消防・救急体制の強化】(防災安全課)

- 消防・救急業務は盛岡地区広域消防組合で行っており、日頃から消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防・救急車両をはじめとした資機材等についても計画的な更新を行っている。
 - ⇒ 引き続き消防団との連携強化を図るとともに、消防・救急車両をはじめとした資機材等を計画的に更新する必要がある。また、大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める必要がある。

【地域防災力の強化：1-2 再掲】(防災安全課)

- 消防団員募集を行い確保に努めているが、少子高齢化、人口減少などの要因により、減少傾向が続いている。
 - ⇒ 災害時の救助・救急活動を行う人材不足に備え、消防団員確保を継続的に行うとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【交通ネットワークの形成】(まちづくり推進課)

- 鉄道・バス等の交通機関のほか、コミュニティバスの運行を行っているが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。
 - ⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る必要がある。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】(建設課)

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狹隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
 - ⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【医療体制の強化】(健康こども課)

- 岩手西北医師会との災害時の医療救護活動に関する協定書及び防災計画に基づき、医療活動を円滑に実施するよう市内医療機関との連携を図る。
 - ⇒ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、今後も保健所、各医療機関及び防災関係機関と密接な連携を図る必要がある。

【広域医療体制の構築】(健康こども課)

- 県や保健所と連携を図り、全国からの災害医療派遣支援チームの迅速な受け入れができるよう体制の整備を図る。
 - ⇒ 医療・保健・福祉の関係者による、地域災害医療対策連絡会議での協議が必要である。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】(防災安全課)

- 自主防災組織の結成は3団体となっているが、自治会単位での設置率は低い。
 - ⇒ 自治会単位等の自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の育成を図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【消防・救急体制の強化：2-3 再掲】（防災安全課）

- 消防・救急業務は盛岡地区広域消防組合で行っており、日頃から消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防・救急車両をはじめとした資機材等についても計画的な更新を行っている。
⇒ 引き続き消防団との連携強化を図るとともに、消防・救急車両をはじめとした資機材等を計画的に更新する必要がある。また、大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める必要がある。

【地域防災力の強化：1-2 再掲】（防災安全課）

- 消防団員募集を行い確保に努めているが、少子高齢化、人口減少などの要因により、減少傾向が続いている。
⇒ 災害時の救助・救急活動を行う人材不足に備え、消防団員確保を継続的に行うとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【交通ネットワークの形成】（まちづくり推進課）

- 鉄道・バス等の交通機関のほか、コミュニティバスの運行を行っているが、点在する集落までの移動手段が、タクシー・自家用車に限られている。
⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る必要がある。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狹隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【医療体制の強化：2-3 再掲】（健康こども課）

- 岩手西北医師会との災害時の医療救護活動に関する協定書及び防災計画に基づき、医療活動を円滑に実施するよう市内医療機関との連携を図る。
⇒ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、今後も保健所、各医療機関及び防災関係機関と密接な連携を図る必要がある。

【広域医療体制の構築：2-3 再掲】（健康こども課）

- 県や保健所と連携を図り、全国からの災害医療派遣支援チームの迅速な受入れができるよう体制の整備を図る。
⇒ 医療・保健・福祉の関係者による、地域災害医療対策連絡会議での協議が必要である。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- 自主防災組織の結成は3団体となっているが、自治会単位での設置率は低い。
⇒ 自治会単位等の自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の育成を図る必要がある。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【保健師等による健康管理の強化】（健康こども課）

- 生活環境の変化により、体調を崩す市民や持病の悪化に不安を抱く市民が見られる。
⇒ 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症の発生を抑制するとともに、不安感の軽減を図る必要がある。

【感染症防止対策】（健康こども課）

- 防災計画においては、感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じることとしている。
⇒ 各関係機関が連携した訓練を実施していないため、定期的に訓練を実施し、連携を深める必要がある。

【し尿処理対策】（市民課）

- 防災計画に沿った対応をするとともに、岩手県市町村清掃協議会で災害相互応援に関する協定書を締結し、災害発生時に盛岡広域市町村以外からの支援を受けることとしている。
⇒ し尿処理業者や関係機関との連携により被災地での衛生環境の保全を図るため、処理能力確保のための機材準備の必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【公共施設の管理：1-1 再掲】（総務課）

- 将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供するため、平成28年12月に策定した公共施設等総合管理計画により、安全性の確保や維持保全の最適化等の方針に基づく取り組みを進めてきている。
⇒ 施設の老朽化へ対応するためには、限られた財源の中で効率的な投資を行い、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む必要がある。

【防災拠点の非常用電源の整備促進】（防災安全課）

- 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、災害応急活動の中核となる防災拠点については、非常用電源の整備を行っている。
⇒ 定期的な管理を実施するとともに、停電の長期化に備える改修を計画的に行っていく必要がある。

【業務継続計画の策定】（総務課）

- 業務継続計画が策定されていない。
⇒ 災害時に重要業務を継続するため、策定の必要がある。

【住民データ・行政データの保全】（総務課）

- 市民の個人データ及び税関係データ等並びに行政データについては、適切にバックアップを確保している。
⇒ 災害時に住民データ等を復旧する体制の整備に向けたクラウドの導入、また、通信手段の確保について強化していく必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進：2-1 再掲】（まちづくり推進課）

- 自然資源を活用した地熱、水力等の再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
⇒ エネルギー供給源の多様化を進めるとともに、施設や地域特性に応じた普及導入を進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

【上水道施設の適正な管理】（上下水道課）

- 老朽化や耐震性のない送配水管等の更新を計画的に進めている。
⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮し、継続して施設更新を進める必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進：2-1 再掲】（まちづくり推進課）

- 自然資源を活用した地熱、水力等の再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
⇒ エネルギー供給源の多様化を進めるとともに、施設や地域特性に応じた普及導入を進める必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（商工観光課）

- 災害時においても企業活動を継続するための民間企業等における事業継続計画策定の積極的な普及・啓発を図っていない。
⇒ 制度の趣旨等の普及・啓発により、民間企業等の事業継続計画策定を促す必要がある。

4-2 食料等の安定供給の停滞

【災害応援協定等の締結：2-1 再掲】（防災安全課）

- 県内の自治体会及び県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資協定を締結するなど連携強化を進めている。
⇒ 今後も連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施、ホットライン構築などにより、対応力の向上を図る必要がある。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狹隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【農地整備の促進：1-2 再掲】（農林課）

- 耕作放棄地の増加に伴い、農地の持つ洪水調整機能が低下している。
⇒ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- 各種災害を想定し総合防災訓練を各地区、輪番制で毎年実施している。
⇒ 大規模災害時には、混乱した状況の中で、各種の対策を並行して十分に実施できない恐れがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【土砂災害防止対策の推進：1-3 再掲】（建設課）

- 八幡平山系は、火山地域特有の脆弱な地質に起因した土砂災害が発生する恐れがあるため、土砂災害防止事業を実施している。
⇒ 土砂被害及び土石流被害や社会経済活動を担う観光施設等への土砂災害の被害を防止・軽減するため、今後も早期の事業完了を国・県に働きかける必要がある。

【治山事業の推進：1-3 再掲】（農林課）

- 森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

【農地整備の促進：1-2 再掲】（農林課）

- 耕作放棄地の増加に伴い、農地の持つ洪水調整機能が低下している。
⇒ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 情報通信機能が機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【災害関連情報伝達体制の整備】（防災安全課）

- 市内全域の防災行政無線整備を完了しており、災害時等に情報伝達が行われている。
⇒ 防災行政無線だけでは限界があることから、災害情報伝達手段の多様化を進めながら市民への情報提供手段を確保する必要がある。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- 自主防災組織の結成は3団体となっているが、自治会単位での設置率は低い。
⇒ 自治会単位等の自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の育成を図る必要がある。

【各種防災マップの活用：1-2 再掲】（防災安全課）

- 土砂災害警戒区域及び避難場所等が記載された防災マップを各世帯に配布している。
⇒ 防災マップの活用を図り、危険箇所を事前に把握した上で避難訓練を実施するとともに、定期的な更新を図る必要がある。

5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【電柱等の倒壊防止：1-1 再掲】（建設課）

- 道路敷地内、もしくは沿道の電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。
⇒ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

【再生可能エネルギーの導入促進：2-1 再掲】（まちづくり推進課）

- 自然資源を活用した地熱、水力等の再生可能エネルギーの導入が進んでいる。
⇒ エネルギー供給源の多様化を進めるとともに、施設や地域特性に応じた普及導入を進める必要がある。

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（商工観光課）

- 災害時においても企業活動を継続するための民間企業等における事業継続計画策定の積極的な普及・啓発を図っていない。
⇒ 制度の趣旨等の普及・啓発により、民間企業等の事業継続計画策定を促す必要がある。

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【避難所生活の環境整備】

- トイレやシャワー等が使えず、不衛生となり感染症等のリスクが高まる。
⇒ 指定避難所に水を再利用し、かつ、シャワーとして使用できる機器や移動が可能なトイレ等の導入が必要である。

【上水道施設の適正な管理：4-1 再掲】（上下水道課）

- 老朽化や耐震性のない送配水管等の更新を計画的に進めている。
⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮し、継続して施設更新を進める必要がある。

【下水道施設の適正な管理：1-2 再掲】（上下水道課）

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検改修を進めていく。
⇒ 下水道施設の耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理に努める必要がある。

【し尿処理対策：2-4 再掲】（市民課）

- 防災計画に沿った対応をするとともに、岩手県市町村清掃協議会で災害相互応援に関する協定書を締結し、災害発生時に盛岡広域市町村以外からの支援を受けることとしている。
⇒ し尿処理業者や関係機関との連携により被災地での衛生環境の保全を図るため、処理能力確保のための機材準備の必要がある。

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【公共交通体制の強化】（まちづくり推進課）

- 災害時の運行については、各運行事業者の判断にゆだねている。
⇒ 災害時における公共交通の維持確保及び早期の回復、迅速かつ正確な情報収集及び広報のため、運行事業者との応援協定の締結も含め、連絡体制の構築が必要である。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備が求められているが、狹隘・急カーブ等の未整備箇所がある。
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】（まちづくり推進課）

- 鉄道・バス等の交通機関のほか、コミュニティバスの運行を行っているが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。
⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策】（市民課）

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画に沿った対応をすることとしている。また、県産業廃棄物協会県央支部と災害時における廃棄物の処理に関する協定書を締結している。県央ブロックごみ処理広域化が進行しており、その検討に沿って施策を進めている。
⇒ 大量に発生することが予想される災害廃棄物の処理について、県央ブロックごみ処理広域化の枠組みの中で計画の見直しをするとともに、民間事業者と連携して処理体制を構築することが必要である。

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（防災安全課）

- 災害時においても企業活動を継続するための民間企業等における事業継続計画策定の積極的な普及・啓発を図っていない。
⇒ 制度の趣旨等の普及・啓発により、民間企業等の事業継続計画策定を促す必要がある。

【ボランティア受入態勢整備】（地域福祉課）

- 社会福祉協議会が主体となり、ボランティアセンターを設置し受入れを調整している。
⇒ 災害ボランティアセンター設置等に関する協定を締結し、災害時のボランティア受入れについて社会福祉協議会と連携して支援を行う体制を整備する必要がある。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- 自主防災組織の結成は3団体となっているが、自治会単位での設置率は低い。
⇒ 自治会単位等の自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の育成を図る必要がある。

6-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【災害関連情報伝達体制の整備：4-2 再掲】（防災安全課）

- 市内全域の防災行政無線整備を完了しており、災害時等に情報伝達が行われている。
 - ⇒ 防災行政無線だけでは限界があることから、災害情報伝達手段の多様化を進めながら市民への情報提供手段を確保する必要がある。

【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】（まちづくり推進課）

- 鉄道・バス等の交通機関のほか、コミュニティバスの運行を行っているが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。
 - ⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を実施している。
 - ⇒ 道路・橋梁等の老朽化に伴い、従来の事後保全型の修繕を続けた場合には、維持管理コストの増大や施設の維持が困難になる恐れがあることから、災害時に救助や救援活動が迅速に行われるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

【協働のまちづくりの推進】（まちづくり推進課）

- 市民が自主的に行う公共性、公益性のある活動を推進するため、地域づくり一括交付金制度を活用し、地域の伝統文化振興を目的とした事業を実施している。
 - ⇒ 人口減少や高齢化により、文化財、環境的資産の維持保全が難しくなっており、引き続き、各コミュニティ組織が行っている様々な事業に対する支援を継続し、地域コミュニティの連携強化を図っていく必要がある。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策」と「施策分野ごとの対応方策」は次のとおりです。

また、対応方策として掲げた施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用の視点を踏まえ、計画期間において優先して取り組む施策を総合的に勘案し、28の重点施策として選定しました。

なお、重点施策については、総合計画と整合性を図るとともに、重要業績評価指標（KPI）を別表1のとおり設定し進捗管理を行い、対応方策に基づく実施事業を別表2のとおりとし、必要に応じ随時見直しを行うものとしてします。

〈重点施策の選定の視点〉

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時にどの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

※ 重点施策については、「2 施策分野ごとの対応方策」に **重点** と表示しています。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に伴う、住宅・建築物の倒壊や火災の発生による多数の死傷者の発生

【公共施設の管理】（総務課）

- 公共施設等総合管理計画により、限られた財源の中で、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む。

【消防水利の整備】（防災安全課）

- 消防水利の充実を図るため、消火栓等の増設を行っていく。

【住宅の耐震化】（建設課）

- 一般住宅の耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、耐震化の向上を図る。

【空き家対策の推進】（防災安全課）

- 空き家等の適正管理、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家等の対策を進める。

【電柱等の倒壊防止】（建設課）

- 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める。

【社会福祉施設の災害対策強化】（地域福祉課・健康こども課）

- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備等の整備促進を図る。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【地域支援体制の強化】（地域福祉課）

- ・ 要配慮者の発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う仕組みづくりを行う。
- ・ 福祉施設の被災等も想定した体制強化を図る。

【自主防災組織の育成・強化】（防災安全課）

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

【防災訓練の実施】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

【市営住宅の耐震化】（建設課）

- ・ 適切な維持管理を行う。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため公営住宅等整備事業を推進する。
- ・ 長寿命化計画に基づき、計画的に事業を進める。
- ・ 民間賃貸住宅の動向をふまえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【地域防災力の強化】（防災安全課）

- ・ 消防団員募集を行い、確保に努める。
- ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【河川改修の推進・維持管理の強化】（建設課）

- ・ 河川の計画的な修繕を実施する。

【国・県管理河川改修の促進】（建設課）

- ・ 早期の事業完了を国・県に働きかける。

【防災ダムの維持管理】（防災ダム管理所）

- ・ 県より受託している防災ダムの管理を行う。
- ・ 県による老朽化対策工事の着実な実施を働きかける。

【下水道施設の適正な管理】（上下水道課）

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検改修を行う。
- ・ 耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理を行う。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【地域支援体制の強化：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 要配慮者の発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う仕組みづくりを行う。
- ・ 福祉施設の被災等も想定した体制強化を図る。

【社会福祉施設における避難計画の作成】（地域福祉課・健康こども課）

- ・ 避難計画の作成や避難訓練の実施についての確認・指導を行う。
- ・ 実効性のある避難計画の作成を促進する。

【農地整備の促進】（農林課）

- ・ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぐため農地整備を促進する。

【各種防災マップの活用】（防災安全課）

- ・ 防災マップの活用を図る。
- ・ 危険箇所を事前に把握した上での避難訓練を実施する。
- ・ 定期的な各種防災マップの更新を行う。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【地域防災力の強化：1-2 再掲】（防災安全課）

- ・ 消防団員募集を行い、確保に努める。
- ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【土砂災害防止対策の推進】（建設課）

- ・ 土砂災害の被害を防止・軽減するため、早期の事業完了を国・県に働きかける。

【地域支援体制の強化：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 要配慮者の発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う仕組みづくりを行う。
- ・ 福祉施設の被災等も想定した体制強化を図る。

【治山事業の推進】（農林課）

- ・ 造林や間伐を進める。
- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

【森林保全事業の促進】（農林課）

- ・ 間伐・造林・保育作業の促進を図る。

【各種防災マップの活用：1-2 再掲】（防災安全課）

- ・ 防災マップの活用を図る。
- ・ 危険箇所を事前に把握した上での避難訓練を実施する。
- ・ 定期的な各種防災マップの更新を行う。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【連絡体制の強化】（防災安全課）

- ・ 孤立する恐れのある集落を把握する。
- ・ 集落との連絡体制を強化する。

【除雪体制の強化】（建設課）

- ・ 民間事業者との連携を強化し、住民との協力体制を構築するとともに老朽化した除雪機械の計画的な更新など、体制の強化を図る。

【交通対策の強化】（建設課）

- ・ 空地を活用した排雪場所の確保を図る。
- ・ 住民との協力体制を進める。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【災害応援協定等の締結】（防災安全課）

- ・ 県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資協定を締結するなど連携強化を進める。
- ・ 定期的な訓練の実施、ホットライン構築などにより、対応力の向上を図る。

【幹線道路整備の促進】（建設課）

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【電柱等の倒壊防止：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める。

【再生可能エネルギーの導入促進】（まちづくり推進課）

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【民間企業等における事業継続計画の普及】（商工観光課）

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発を図り、企業等の事業継続計画策定を促すよう働きかける。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【連絡体制の強化：1-4 再掲】（防災安全課）

- ・ 孤立する恐れのある集落を把握する。
- ・ 集落との連絡体制を強化する。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：1-1 再掲】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

2-3 消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

【消防・救急体制の強化】(防災安全課)

- ・ 消防・救急車両をはじめとした資機材等の計画的な更新を行う。
- ・ 引き続き消防団との連携強化を図る。
- ・ 大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める。

【地域防災力の強化：1-2 再掲】(防災安全課)

- ・ 消防団員募集を行い、確保に努める。
- ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【交通ネットワークの形成】(まちづくり推進課)

- ・ 被災後の支援ルートの確保を図る。
- ・ 市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】(建設課)

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【医療体制の強化】(健康こども課)

- ・ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、保健所、各医療機関及び防災関係機関と密接な連携を図る。

【広域医療体制の構築】(健康こども課)

- ・ 県や保健所と連携を図り、全国からの災害医療派遣支援チームの迅速な受入れができるよう体制の整備を図る。
- ・ 医療・保健・福祉の関係者による、地域災害医療対策連絡会議での協議を図る。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】(防災安全課)

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【消防・救急体制の強化：2-3 再掲】(防災安全課)

- ・ 消防・救急車両をはじめとした資機材等の計画的な更新を行う。
- ・ 引き続き消防団との連携強化を図る。
- ・ 大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める。

【地域防災力の強化：1-2 再掲】(防災安全課)

- ・ 消防団員募集を行い、確保に努める。
- ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】（まちづくり推進課）

- ・ 被災後の支援ルートの確保を図る。
- ・ 市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【医療体制の強化：2-3 再掲】（健康子ども課）

- ・ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、保健所、各医療機関及び防災関係機関と密接な連携を図る。

【広域医療体制の構築：2-3 再掲】（健康子ども課）

- ・ 県や保健所と連携を図り、全国からの災害医療派遣支援チームの迅速な受入れができるよう体制の整備を図る。
- ・ 医療・保健・福祉の関係者による、地域災害医療対策連絡会議での協議を図る。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【保健師等による健康管理の強化】（健康子ども課）

- ・ 避難者の不安感の軽減を図るため、医師と保健師等が連携し、避難住民に対する相談・指導を行う。

【感染症防止対策】（健康子ども課）

- ・ 各関係機関が連携した訓練を定期的に実施する。

【し尿処理対策】（市民課）

- ・ し尿処理業者や関係機関との連携を図る。
- ・ 処理能力確保のための機材準備を行う。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【公共施設の管理：1-1 再掲】（総務課）

- ・ 公共施設等総合管理計画により、限られた財源の中で、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む。

【防災拠点の非常用電源の整備促進】（防災安全課）

- ・ 非常用電源の整備及び定期的な管理を実施する。
- ・ 停電の長期化に備える改修を計画的に行う。

【業務継続計画の策定】（総務課）

- ・ 災害時に重要業務を継続するため、業務継続契約の策定を行う。

【住民データ・行政データの保全】（総務課）

- ・ 住民データ・行政データの適切なバックアップを行う。
- ・ データ等を復旧する体制の整備に向けたクラウドの導入。
- ・ 通信手段の強化を図っていく。

【再生可能エネルギーの導入促進】（まちづくり推進課）

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

【上水道施設の適正な管理】（上下水道課）

- ・ 上水道施設の更新、維持管理を計画的に行う。
- ・ 災害時には長期的な断水がないよう配慮し、施設更新を進める。

【再生可能エネルギーの導入促進：2-1 再掲】（まちづくり推進課）

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（商工観光課）

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発を図り、企業等の事業継続計画策定を促すよう働きかける。

4-2 食料等の安定供給の停滞

【災害応援協定等の締結：2-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資協定を締結するなど連携強化を進める。
- ・ 定期的な訓練の実施、ホットライン構築などにより、対応力の向上を図る。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【農地整備の促進：1-2 再掲】（農林課）

- ・ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぐため農地整備を促進する。

【防災訓練の実施：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【土砂災害防止対策の推進：1-3 再掲】（建設課）

- ・ 土砂災害の被害を防止・軽減するため、早期の事業完了を国・県に働きかける。

【治山事業の推進：1-3 再掲】（農林課）

- ・ 造林や間伐を進める。
- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

【農地整備の促進：1-2 再掲】（農林課）

- ・ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぐため農地整備を促進する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 情報通信機能が機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【災害関連情報伝達体制の整備】（防災安全課）

- ・ 災害情報伝達手段の多様化を進める。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

【各種防災マップの活用：1-2 再掲】（防災安全課）

- ・ 防災マップの活用を図る。
- ・ 危険箇所を事前に把握した上での避難訓練を実施する。
- ・ 定期的な各種防災マップの更新を行う。

5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【電柱等の倒壊防止：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める。

【再生可能エネルギーの導入促進：2-1 再掲】（まちづくり推進課）

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（商工観光課）

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発を図り、企業等の事業継続計画策定を促すよう働きかける。

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【避難所生活の環境整備】

- ・ シャワーとして使用できる機器や移動が可能なトイレ等を導入する。

【上水道施設の適正な管理：5-1 再掲】（上下水道課）

- ・ 上水道施設の更新を計画的に進める。
- ・ 上水道施設の更新、維持管理を計画的に行う。
- ・ 災害時には長期的な断水がないよう配慮し、施設更新を進める。

【下水道施設の適正な管理：1-2 再掲】（上下水道課）

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検改修を行う。
- ・ 耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理を行う。

【し尿処理対策：2-4 再掲】（市民課）

- ・ し尿処理業者や関係機関との連携を図る。
- ・ 処理能力確保のための機材準備を行う。

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【公共交通体制の強化】（まちづくり推進課）

- ・ 災害時における公共交通の維持確保及び早期の回復を図るよう体制を整備する。
- ・ 迅速かつ正確な情報収集及び広報を行う。
- ・ 運行事業者との応援協定を締結し、連絡体制の構築を図る。

【幹線道路整備の促進：2-1 再掲】（建設課）

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】（まちづくり推進課）

- ・ 被災後の支援ルートの確保を図る。
- ・ 市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的な維持管理や改修を進める。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理対策】（市民課）

- ・ 県央ブロックごみ処理広域化の枠組みの中で計画の見直しをする。
- ・ 民間事業者と連携して処理体制の構築を図る。

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【民間企業等における事業継続計画の普及：2-1 再掲】（商工観光課）

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発を図り、企業等の事業継続計画策定を促すよう働きかける。

【ボランティア受入態勢整備】（地域福祉課）

- ・ 社会福祉協議会との連携を強化し、災害時のボランティア受入れ体制整備を図る。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】（防災安全課）

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

6-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【災害関連情報伝達体制の整備：4-2 再掲】（防災安全課）

- ・ 災害情報伝達手段の多様化を進める。

【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】（まちづくり推進課）

- ・ 被災後の支援ルートの確保を図る。
- ・ 市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】（建設課）

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

【協働のまちづくりの推進】（まちづくり推進課）

- ・ 市民が自主的に行う公共性、公益性のある活動を推進し、協働のまちづくりを推進する。
- ・ 各コミュニティ組織が行っている様々な事業に対する支援を継続し、地域コミュニティの連携強化を図る。

2 施策分野ごとの対応方策

個別施策分野① 行政機能【行政機能／消防／防災教育等】

【公共施設の管理】（総務課） **重点**

- ・ 公共施設等総合管理計画により、限られた財源の中で、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む。

【消防水利の整備】（防災安全課）

- ・ 消防水利の充実を図るため、消火栓等の増設を行っていく。

【地域防災力の強化】（防災安全課） **重点**

- ・ 消防団員募集を行い、確保に努める。
- ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【連絡体制の強化】（防災安全課）

- ・ 孤立する恐れのある集落を把握する。
- ・ 集落との連絡体制を強化する。

【災害応援協定等の締結】（防災安全課）

- ・ 県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資協定を締結するなど連携強化を進める。
- ・ 定期的な訓練の実施、ホットライン構築などにより、対応力の向上を図る。

【消防・救急体制の強化】（防災安全課） **重点**

- ・ 消防・救急車両をはじめとした資機材等の計画的な更新を行う。
- ・ 引き続き消防団との連携強化を図る。
- ・ 大規模自然災害時における医療機関を含めた救急・救助の体制整備を進める。

【交通ネットワークの形成】（まちづくり推進課）

- ・ 被災後の支援ルートの確保を図る。
- ・ 市民の移動手段及び物資を輸送する交通ネットワークの構築を図る。

【防災拠点の非常用電源の整備促進】（防災安全課） **重点**

- ・ 非常用電源の整備及び定期的な管理を実施する。
- ・ 停電の長期化に備える改修を計画的に行う。

【業務継続計画の策定】（総務課）

- ・ 災害時に重要業務を継続するため、業務継続契約の策定を行う。

【住民データ・行政データの保全】（総務課） **重点**

- ・ 住民データ・行政データの適切なバックアップを行う。
- ・ データ等を復旧する体制の整備に向けたクラウドの導入。
- ・ 通信手段の強化を図っていく。

【災害関連情報伝達体制の整備】（防災安全課） **重点**

- ・ 災害情報伝達手段の多様化を進める。

【避難所生活の環境整備】（防災安全課） **重点**

- ・ シャワーとして使用できる機器や移動が可能なトイレ等を導入する。

個別施策分野② 社会基盤【住宅・都市／情報通信／交通・物流】

【住宅の耐震化】（建設課） **重点**

- ・ 一般住宅の耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、耐震化の向上を図る。

【空き家対策の推進】（防災安全課） **重点**

- ・ 空き家等の適正管理、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家等の対策を進める。

【電柱等の倒壊防止】（建設課）

- ・ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める。

【河川改修の推進・維持管理の強化】（建設課） **重点**

- ・ 河川の計画的な修繕を実施する。

【国・県管理河川改修の促進】（建設課） **重点**

- ・ 早期の事業完了を国・県に働きかける。

【防災ダムの維持管理】（安代総合支所）

- ・ 県より受託している防災ダムの管理を行う。
- ・ 県による老朽化対策工事の着実な実施を働きかける。

【下水道施設の適正な管理】（上下水道課） **重点**

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検改修を行う。
- ・ 耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理を行う。

【土砂災害防止対策の推進】（建設課） **重点**

- ・ 土砂災害の被害を防止・軽減するため、早期の事業完了を国・県に働きかける。

【除雪体制の強化】（建設課） **重点**

- ・ 民間事業者との連携を強化し、住民との協力体制を構築するとともに老朽化した除雪機械の計画的な更新など、体制の強化を図る。

【交通対策の強化】（建設課）

- ・ 空地を活用した排雪場所の確保を図る。
- ・ 住民との協力体制を進める。

【幹線道路整備の促進】（建設課） **重点**

<国・県道>

- ・ 早期整備を国・県に働きかける。

<市道>

- ・ 狭隘・急カーブ等の未整備箇所の計画的な整備を行う。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

【上水道施設の適正な管理】（上下水道課） **重点**

- ・ 上水道施設の更新、維持管理を計画的に行う。
- ・ 災害時には長期的な断水がないよう配慮し、施設更新を進める。

【公共交通体制の強化】（まちづくり推進課）

- ・ 災害時における公共交通の維持確保及び早期の回復を図るよう体制を整備する。
- ・ 迅速かつ正確な情報収集及び広報を行う。
- ・ 運行事業者との応援協定を締結し、連絡体制の構築を図る。

個別施策分野③ 保健医療・福祉

【社会福祉施設の災害対策強化】（地域福祉課・健康こども課）

- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設における耐震化や非常時対応設備等の整備促進を図る。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用】（地域福祉課） **重点**

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【地域支援体制の強化】（地域福祉課）

- ・ 要配慮者の発災時における、受入れ態勢や要配慮者と施設のマッチング作業など一連の流れを円滑に行う仕組みづくりを行う。
- ・ 福祉施設の被災等も想定した体制強化を図る。

【社会福祉施設における避難計画の作成】（地域福祉課・健康こども課）

- ・ 避難計画の作成や避難訓練の実施についての確認・指導を行う。
- ・ 実効性のある避難計画の作成を促進する。

【医療体制の強化】（健康こども課） **重点**

- ・ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、保健所及び各医療機関と密接な連携を図る。

【広域医療体制の構築】（健康こども課） **重点**

- ・ 県や保健所と連携を図り、全国からの災害医療派遣支援チームの迅速な受入れができるよう体制の整備を図る。
- ・ 医療・保健・福祉の関係者による、地域災害医療・福祉支援ネットワーク会議（仮称）の構築を図る。

【保健師等による健康管理の強化】（健康こども課） **重点**

- ・ 避難者の不安感の軽減を図るため、医師と保健師等が連携し、避難住民に対する相談・指導を行う。

【感染症防止対策】（健康こども課）

- ・ 各関係機関が連携した訓練を定期的に実施する。

個別施策分野④ 環境・エネルギー【環境／エネルギー】

【再生可能エネルギーの導入促進】（まちづくり推進課） **重点**

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【し尿処理対策】（市民課）

- ・ し尿処理業者や関係機関との連携を図る。
- ・ 処理能力確保のための機材準備を行う。

【災害廃棄物処理対策】（市民課） **重点**

- ・ 県央ブロックごみ処理広域化の枠組みの中で計画の見直しをする。
- ・ 民間事業者と連携して処理体制の構築を図る。

個別施策分野⑤ 産業・経済【産業構造／農林水産】

【農地整備の促進】（農林課）

- ・ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぐため農地整備を促進する。

【治山事業の推進】（農林課） **重点**

- ・ 造林や間伐を進める。
- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

【森林保全事業の促進】（農林課） **重点**

- ・ 間伐・造林・保育作業の促進を図る。

【民間企業等における事業継続計画の普及】（防災安全課）

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発を図り、企業等の事業継続計画策定を促すよう働きかける。

横断的分野① リスクコミュニケーション

【自主防災組織の育成・強化】（防災安全課） **重点**

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援を行う。
- ・ 組織の育成・強化及び指導者の育成に取り組む。

【避難行動要支援者名簿の作成・活用：個別施策分野③再掲】（地域福祉課）

- ・ 避難支援者等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図る。
- ・ 個別避難計画の作成を進める。

【防災訓練の実施】（防災安全課）

- ・ 各種災害を想定し、各種の対策を並行して行う災害対応業務の実効性を高める総合防災訓練に取り組む。

【各種防災マップの活用】（防災安全課）

- ・ 防災マップの活用を図る。
- ・ 危険箇所を事前に把握した上での避難訓練を実施する。
- ・ 定期的な各種防災マップの更新を行う。

【ボランティア受入態勢整備】（地域福祉課）

- ・ 社会福祉協議会との連携を強化し、災害時のボランティア受入れ体制整備を図る。

横断的分野② 老朽化対策

【市営住宅の耐震化】（建設課） **重点**

- ・ 適切な維持管理を行う。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため公営住宅等整備事業を推進する。
- ・ 長寿命化計画に基づき、計画的に事業を進める。
- ・ 民間賃貸住宅の動向をふまえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

【道路・橋梁等の適切な管理】（建設課） **重点**

- ・ 長寿命化計画等に基づき、必要な維持管理を行う。
- ・ 計画的に維持管理や改修を進める。

横断的分野③ 人口減少・少子化対策

【協働のまちづくりの推進】（まちづくり推進課） **重点**

- ・ 市民が自主的に行う公共性、公益性のある活動を推進し、協働のまちづくりを推進する。
- ・ 各コミュニティ組織が行っている様々な事業に対する支援を継続し、地域コミュニティの連携強化を図る。

横断的分野④ デジタル活用

【防災DXの推進】（各課：全般）

- ・ IoT、AIなどのデジタル技術を防災・減災プロセス（平時、災害発生時、復旧時）に導入し、情報の迅速な共有、業務の効率化、住民の安全確保、被災者支援の高度化を図る。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

計画の推進に当たっては、市民、企業、NPOや県など、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、市民総参加の取り組みとして、本計画に定めた取り組みを着実に推進していきます。

2 進捗管理

(1) KPIの設定とPDCAサイクルの徹底

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

市では、これまでも効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、市民の視点に立った行政運営を図るため、総合計画の施策について成果指標を設定し、その達成状況や課題等を検証の上、次の政策等に適切に反映させる「行政評価」を行っています。

本計画においても、こうした行政評価の取り組みの実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行います。

(2) KPIの進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の分析を行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

3 計画の見直し

本計画は、八幡平市の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

第2期八幡平市国土強靱化地域計画

令和8年2月

岩手県八幡平市企画総務部企画財政課

〒028-7397

岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

TEL 0195-74-2111

FAX 0195-74-2102